

道の駅みさきの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月24日

岬町長 田代 堯

岬町条例第22号

道の駅みさきの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

道の駅みさきの設置及び管理に関する条例（平成26年岬町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

(7) 稲荷池憩いの広場

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。